

江戸川区花火大会ホームページ広告掲載取扱要領

令和6年4月1日

(目的)

第1条

この要領は、江戸川区花火大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が運用する江戸川区花火大会ホームページ（以下「花火大会ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び運用基準)

第2条

花火大会ホームページに掲載できる広告はバナー広告（ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）とし、運用基準は江戸川区広告掲載取扱要綱（令和4年8月5日施行）に従うものとする。

(掲載料及び規格等)

第3条

花火大会ホームページへの掲載料及び広告の規格は、下記のとおりとする。

(1) 掲載料：当該年度に江戸川区花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が別に定める江戸川区花火大会協賛申込要項のとおりとする。

(2) 規格：大、中、小の3種類とする

大サイズ：縦 280 ピクセル、横 280 ピクセル

中サイズ：縦 140 ピクセル、横 280 ピクセル

小サイズ：縦 70 ピクセル、横 280 ピクセル

(3) ファイル形式：G I F形式（アニメーションG I Fは不可とする。）

(4) ファイルサイズ：16 キロバイト以内

- 2 事務局は、広告原稿が前項の規定に反しているときは、広告原稿の修正を求めることができるものとする。
- 3 事務局は、前項の修正がなされない場合は、掲載を取り消すことができるものとする。
- 4 広告原稿の修正又は取消しにより、損害が生じても、事務局及び区は一切の責任を負わない。

(掲載期間)

第4条

花火大会ホームページへの広告掲載は、当該年度の花火大会協賛金の募集開始後、バナー広告の校了及び協賛金の入金確認が取れたものを掲載し、最長で翌年3月まで掲載することとする。

(掲載申請)

第5条

花火大会ホームページへの広告掲載を希望する者は、江戸川区花火大会協賛申込書を、事務局へ提出するものとする。

(掲載の取消し)

第6条

事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) この要領の規定に反したとき。
- (2) その他事務局が特に必要と認めたとき。

(原稿の提出及び原稿作成経費)

第7条

協賛者（以下「広告主」という）は、広告原稿を第3条に規定する規格に適合するよう作成し、事務局へ提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(広告主の責務)

第8条

広告主は、そのリンク先ホームページのアドレスを変更するときは、変更日の一週間前までに、事務局へ届け出るものとする。

(委任)

第9条

この要領に定めるもののほか、花火大会ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。